

第391回三木市議会定例会 市長 提案理由の説明

令和8年2月20日

ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

まず、専決処分について、ご報告いたします。

報告第1号「令和7年度三木市一般会計補正予算(第6号)」につきましては、衆議院の解散に伴い、2月8日に執行された衆議院議員選挙に要する経費について、1月21日に地方自治法第179条第1項による専決処分をおこなったものです。ここに
ご報告を申し上げ、議会の承認を求めます。

次に、第1号議案から第11号議案までは、条例に関する議案です。

第1号議案「ガーデンシティみき創生基金条例を廃止する条例の制定」につきましては、ガーデンシティみき創生基金の設置から30年以上が経過し、令和7年度末には基金残高は無くな

る見込みであり、平成20年度には「魅力あるふるさとづくり」を目的とした「こころのふるさと三木応援基金」を設置し、その目的が一部重複していることから、本基金を廃止するものです。

次に、第2号議案「三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、国公費負担医療制度の対象者の経済的負担軽減及び利便性向上を目的として、福祉医療制度と国公費負担医療制度の併用を可能とするため、条例を改正するものです。

次に、第3号議案「三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和8年度の保険税率について、県から提示された同年度の標準保険税率と同水準となるよう、税率改正を行うとともに、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の課税において「子ども・子育て支援納付金課税分」を新設するため、条例を改正するものです。

次に、第4号議案「三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和7年度個人住民税非課税者のう

ち、介護保険法施行令の改正により、令和7年度税制改正による個人住民税に係る所得控除額の最低保障額の引き上げがなかったものとして、令和8年度の個人住民税が課税とみなされた者に対して、令和8年度に限り、個人住民税非課税者として保険料を減免するため、条例を改正するものです。

次に、第5号議案「三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、細川農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道へ統合するため、条例を改正するものです。

次に、第6号議案「三木市商業振興による地域活性化に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、三木市商店街連合会が三木市商店連合会に名称を改めることに伴い、条例を改正するものです。

次に、第7号議案「三木市立勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、トレーニング室及び勤労青少年の福祉に関する事業の廃止に伴い、条例を改正するものです。

次に、第 8 号議案「三木市水道事業給水条例及び三木市下水道条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事及び他の下水道事業者が指定した排水設備工事事業者による工事の実施を可能にすることで、宅内配管及び排水設備等の早期復旧並びに被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、条例を改正するものです。

次に、第 9 号議案「三木市下水道条例及び三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、下水道使用水量の減少、老朽化が進む下水道施設の更新等の課題を踏まえ、下水道事業の持続可能な経営を図るため、下水道使用料の改定を行うものです。なお、このたびの下水道使用料の改定を行った場合でも、上下水道使用料は県内他市の平均額を下回っており、北播磨 5 市と比較しても、いままでと変わりなく一番安い状況となっております。

次に、第 10 号議案「三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、政令の改正に伴い、

非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改めるものです。

次に、第11号議案「三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、省令等の改正に伴い、新たに簡易サウナ設備の基準を規定するほか、所要の改正を行うものです。

次に、第12号議案「市道路線の廃止」及び第13号議案「市道路線の認定」につきましては、開発に伴い整備された新設道路や東播磨道の整備に伴い兵庫県から移管を受ける道路等について、市道の廃止及び認定に当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第14号議案から第20号議案までは、令和8年度各会計当初予算の議案です。

先ほど施政方針において述べました主要事業により、令和8年度の一般会計については、総額392億8千万円、昨年度と比較して17億2千万円、率にして4.2%の減額となりました。

令和7年度に実施している、し尿処理施設の整備やタブレット

ト端末の更新などが完了することにより予算規模は大きく減額となります。

一般会計を含む特別会計、企業会計の歳出予算の合計につきましては、総額657億8千721万3千円で、前年度と比較して8億5千666万9千円、率にして1.3%の減額となった次第です。

一般会計の歳入の主なものとしましては、まず、市税は、対前年度比で2.8%、3億2千507万8千円の増収を見込み、118億1千131万5千円としています。

市税の内訳としまして、市民税が、1億8千200万円の増収で45億7千200万円、また、固定資産税については1億4千249万8千円の増収で57億8千71万5千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度と比較して6億8千700万円の増額を見込み、71億7千万円としています。

一方、市債については、先ほど申し上げたとおり、令和7年度にし尿処理施設の整備が完了することにより、前年度と比較して12億5千41万9千円の減額となり、26億5千633万3千円としています。

全体の収支不足につきましては、18億6千550万4千円を基金から取り崩し、収支の均衡を図っています。

特別会計につきましては、

国民健康保険特別会計	83億8千800万円
介護保険特別会計	84億7千700万円
後期高齢者医療事業特別会計	21億4千万円
学校給食事業特別会計	3億5千500万円
合計	193億6千万円

企業会計では、

水道事業会計	24億4千82万円6千円
下水道事業会計	47億638万7千円
合計	71億4千721万3千円

となっています。

次に、第21号議案「令和7年度三木市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、全体で8千863万2千円を増額しています。

その内訳としては、物価高の影響を受けている市民や事業者

を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、プレミアム付きデジタルお買い物券を発行する経費として7千600万円を、また、社会福祉施設や民間保育施設、こども食堂を運営する事業者に対する一時支援金1千263万2千円をそれぞれ増額しています。

なお、この第21号議案については、一刻も早く物価高の影響を受けている市民や事業者へ支援が行き届くようにするため、議会開会日である本日、議決を賜りたく存じますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

次に、第22号議案「令和7年度三木市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、全体で2億8千907万7千円を減額しています。

内訳として主なものは、国の補正予算を活用した学校内の通信環境の整備費用として2億1千962万1千円を、また、学校施設の改修に2億2千5万円を、さらに、学校施設の照明LED化に1億7千900万円をそれぞれ増額しています。

このほか、障害福祉サービス給付費等の増額に2億9千10万円を、また、生活保護費の増額に8千200万円を増額しています。

一方、令和7年度中の各事業の予算の執行見込みに合わせ、不用額15億3千537万4千円を減額しています。

第23号議案から第26号議案までの特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、

国民健康保険特別会計	2億7千309万5千円を増額
介護保険特別会計	1億5千619万2千円を減額
後期高齢者医療事業特別会計	3千919万5千円を増額
下水道事業会計	9千502万4千円を増額

しようとするものです。

これらの予算で、先ほど施政方針で述べた取組を進めてまいります。

以上で、ただいま提案しました議案についての説明を終わります。

議員の皆さまにおかれましては、このたび提案した予算案及び条例案等につきまして、どうか慎重なるご審議により、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。